

稲城市分別収集計画  
(第十期計画令和5～9年度分)

令和4年6月

稲城市

## 稲 城 市 分 別 収 集 計 画 目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出抑制等のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	13

## 1. 計画策定の意義

近年、稲城市の人口は多摩ニュータウン事業や土地区画整理事業などの基盤整備にともない、令和4年4月1日現在では93,033人に増え、街なみも生活環境施設などの整備と豊かな自然環境との調和を図りつつ、住宅と農業が共存するまちとして発展を続けてきた。稲城市では、第五次稲城市長期総合計画のまちづくりの基本目標の一つに「水と緑にまつまれば活力あふれる賑わいのまち」を掲げ、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生回避、排出抑制、再利用、再資源化を基本に、市民・自治会、事業者、教育機関及び関連団体と行政の協働により、資源循環型社会の形成に努めることとしている。

本市では、資源の有効利用・廃棄物の減量を通じて循環型社会の形成を推進するため、リサイクルに重点を置いた分別収集を行ってきた。また、平成16年10月の家庭ごみ有料化の実施後においても、資源物については無料収集を継続し、あわせて平成31年4月には「第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画」を改訂して、分別排出徹底のための施策展開を図ることでごみ減量を進めている。

このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、可燃・不燃ごみに混入する容器包装廃棄物を積極的に収集・資源化することで、今後もより一層ごみ減量を継続していくことが求められている。稲城市分別収集計画（以下「本計画」という。）は、容器包装廃棄物の適正排出・排出抑制等に関して、市民・事業者・行政が協力しあい、一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方針を以下に示す。

- (1) 「第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画」にて市の基本理念としている「4R（リデュース・リデュース・リユース・リサイクル）+1（協働）」の推進を基本として循環型のまちづくりを進める。
- (2) 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して容器包装廃棄物の発生抑制と資源化の取り組みを進める。
- (3) 容器包装廃棄物の適正排出を促し、容器包装廃棄物の資源回収率を高めることで資源化率の向上を図る。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を開始とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4. 計画の対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミニウム缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、段ボール、飲料用紙製容器、ペットボトル、発泡トレイ・スチロール、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	6, 294 t	6, 478 t	6, 686 t	6, 917 t	7, 228 t

#### 6. 容器包装廃棄物の排出抑制等のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進及び分別排出の徹底化を図るため、下記のような方策を挙げる。

なお、実施にあたっては、市民・自治会・事業者・教育機関・関連団体・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力・連携を図り、協働していくことが重要である。

##### (1) 容器包装の抑制や節約行動の促進支援

- ・ 過剰包装や使い捨て商品等、消費した段階でゴミとして扱われるものに対して、市民に発生抑制を促す。
- ・ 広報や市主催のイベントを通じてマイバッグ・マイ箸等の利用促進を図る。
- ・ イベントや各種の環境学習の機会を通じ、グリーンコンシューマーの育成など市民の環境配慮意識・行動の内包化を図る。
- ・ 市民・自治会・事業者による容器包装廃棄物の抑制や適正排出に関する実際の取り組みを広報紙やホームページで紹介するなどの効果的な啓発を行う。
- ・ 容器包装廃棄物の排出量の削減に向けて審議会等で継続的に検討していく。

##### (2) 資源物回収の充実に向けて

- ・ 現在、市内に約1, 400箇所の資源回収ステーションが点在するが、さらに利用者が分別した資源物を出すための集積場所の利便性の向上を図る。
- ・ 資源集団回収団体については、補助金を通して活動支援を継続していく。マンション新築時の制度紹介などにより団体数を拡充しながら、回収業者の紹介などの実施団体支援を行う。
- ・ 拡大生産者責任の考え方のもと、スーパーマーケットやエコ協力店での発泡トレイ・スチロールなど店頭回収の拡大を要請していく。
- ・ 資源物の排出利便性を向上させ、さらなる分別の徹底を促すため、公共施設等を

利用した新たな資源物の拠点回収について検討する。

### (3) 啓発活動（排出物の抑制・適正排出化に向けて）

- ・ 燃えるごみ・燃えないごみの中に混入している資源の分別を促すため、「ごみ減量だより」や「広報いなぎごみ減量特集ページ」、「ごみ・環境だより」等の配布を行う。
- ・ 分別の徹底を図るための手引きとして毎年各家庭・事業所に配布している「ごみ・リサイクルカレンダー」の掲載内容について内容を充実させていく。
- ・ ごみの分別方法を直接検索できる Web アプリ「ゴミチェッカー」について、掲載内容を随時更新し、内容を充実させるなど活用を図り、更なる分別を徹底していく。
- ・ I のまちいなぎ市民まつりや「稲城くらしフェスタ」等のイベント会場にて、食品ロス対策である「フードドライブ」や「マイエコバッグを作ろう！！」などのブースを展開する。
- ・ 自治会、管理組合、事業所、小中学校等を対象に、ごみの分別や減量のポイント等についての啓発を行う「ごみ減量説明会」を積極的に開催していく。
- ・ 適正排出がなされていない市民・集合住宅に対しては、廃棄物減量等推進員や建物の管理者等を通して、または市が直接、啓発チラシのポスティング等を実施していく。
- ・ 市内への転入者に効果的なごみ減量啓発・指導を進めるため、集合住宅の新築時に管理会社と連携して「ごみ分別・出し方ルール説明会」を行っていく。

### (4) 環境教育

- ・ 市内小中学校の児童生徒などを対象に「環境ポスター」を広く公募し、最優秀作品のごみ収集車や多摩川衛生組合への掲示や「ごみ・リサイクルカレンダー」の表紙への掲載、また、その他優秀作品と共に啓発用看板等に活用していく。
- ・ 市内の公共施設において、「おもちゃの病院事業」などの事業展開を図る。
- ・ 小中学生が、ごみに関心を持つよう市内外のごみ処理施設、最終処分場の施設見学会を実施していく。
- ・ SDGs に根差した環境学習などを通じて ESD（持続可能な開発のための教育）を引き続き推進していく。
- ・ 4R の推進に関する川柳やかるとなど、世代を超えて気軽に楽しめるメニューを用意する。
- ・ 小中学校の児童生徒に対しては「職場体験学習」、また、大学生に対しては「ビジネスインターンシップ」として受け入れ、環境教育の推進を図っていく。
- ・ 学校など教育機関とは、環境活動への参加協力や、環境学習の企画・運営での協働を進める。
- ・ 生活環境課の窓口で随時ごみに関する質問等に対応していく。
- ・ 「生涯学習宅配便講座」に環境関連メニューを用意して、環境に関する意識向上を図る。

(5) 廃棄物減量等推進審議会・廃棄物減量等推進員連絡協議会

① 廃棄物減量等推進審議会

- ・ 学識経験者、事業者、住民代表及び行政で構成・組織して、一般廃棄物の減量とリサイクル事業に関する重要な事項を審議していく。
- ・ ごみ組成分析調査や処理場見学等、できる限りごみ処理の現場を把握したうえで、廃棄物行政の方向性を審議していくことに努める。

② 廃棄物減量等推進員連絡協議会

- ・ 自治会代表、市民団体代表等で構成・組織して、一般廃棄物の減量とリサイクル事業に関する実践活動を通して、地域のごみ減量・リサイクルの推進役として活躍する。
- ・ 「ごみ減量だより」の作成・回覧を通じて、市民のごみ減量行動を促していく。

(6) ごみ処理手数料

- ・ 平成 16 年 10 月から、ごみの減量化や負担の公平化を目的に、有料指定ごみ収集袋制（有料化）を導入し、年々ごみ減量を達成してきた。今後も有料化は継続していくが、資源物については引き続き無料で収集することにより、適正排出への誘導を図っていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市におけるごみ処理の現状、選別保管施設の整備状況及び一般廃棄物処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民・事業者の協力度、市の収集体制及び収集機材等を勘案し、収集にかかる分別の区分は、下記右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分									
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶									
主として ガラス製の容器包装 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 10px; height: 10px;"></td> </tr> </table> 無色のガラス製容器包装 茶色のガラス製容器包装 その他のガラス製容器包装										びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック									
主として段ボール製の容器包装	ダンボール									
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料用またはしょうゆを充填するためのもの	ペットボトル									
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	発泡トレイ・スチロール									
	その他のプラスチック製容器包装（ペットボトル、発泡トレイ・スチロール以外のプラスチック製容器包装とプラスチック製品を「プラスチックごみ」として一括収集）									

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

単位：t

分別収集する容器包装の種類		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
缶	主として鋼製の容器包装	74		74		75		75		82	
	主としてアルミニウム製の容器包装	170		178		186		194		203	
	小計	244		252		261		269		285	
びん	無色ガラス製の容器包装	267		269		271		274		298	
	(引取量)	267	0	269	0	271	0	274	0	298	0
	(独自処理量)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	茶色ガラス製の容器包装	170		172		173		174		189	
	(引取量)	143	27	144	28	145	28	146	28	159	30
	(独自処理量)	27	0	28	0	28	0	28	0	30	0
	小計	620		625		630		635		691	
(引取量)	593	27	597	28	602	28	607	28	661	30	
(独自処理量)	27	0	28	0	28	0	28	0	30	0	
紙製の容器	紙パック（コーティング無のみ）	1		1		1		1		1	
	段ボール	1029		1111		1200		1295		1398	
ペットボトル	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料用またはしょうゆを充填するためのもの	396		417		439		463		488	
	(引取量)	0	396	0	417	0	439	0	463	0	488
発泡トレイ・スチロール	主としてプラスチック製の容器であってPETボトル以外のものうち発泡スチロール・トレイ	8		8		8		9		9	
	(引取量)	0	8	0	8	0	8	0	9	0	9
その他のプラスチック製容器包装	主としてプラスチック製の容器であってPETボトルと発泡トレイ・スチロール以外のもの（プラスチック製品と一括収集）	1183		1229		1287		1358		1440	
	(引取量)	1183	0	1229	0	1287	0	1358	0	1440	0
計		3481		3643		3826		4030		4312	



## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法

本見込み量は、過年度の収集実績の傾向を基に推計値を算出のうえ、「6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項」に挙げた各方策により分別排出が徹底化され、燃えるごみ・燃えないごみに混入している分別基準適合物が適正に排出されるものとして、推計値に相当量を足し上げ算定したものである※。

※本計画の上位計画にあたる第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画（平成26年3月）策定時における算定数値を準用するものとする。

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では容器包装廃棄物の収集体制については平成8年4月からすでに確立している。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等の段階	備考
缶	スチール	缶	委託業者による定期収集（ステーション方式）	委託業者	
	アルミ				
びん	無色ガラス	びん	委託業者による定期収集（ステーション方式）	委託業者	
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	市による公共施設拠点回収	民間業者	菓子箱、ボール箱は雑紙として回収
	段ボール	ダンボール	委託業者による定期収集（戸別収集）		
プラスチック	PETボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集（ステーション方式）	委託業者	
	発泡トレイ・スチロール	発泡トレイ・スチロール	市による公共施設等拠点回収 大型店舗の店頭での拠点回収	委託業者	市内大型店舗に協力依頼
	PETボトルと発泡トレイ・スチロール以外のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	委託業者による定期収集（戸別収集） 「プラスチックごみ」としてプラスチック製品と一括収集	委託業者	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に供する施設内容

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶類	プラスチック・コンテナ	2 t 平ボディ車 (ムービン グデッキ)	リサイクル・ストックヤード（選別・圧縮・破碎・保管施設） *カレットは選別後に色別保管 *生きびんは選別後に引取業者に引き渡せるようにして保管
アルミ				
無色ガラス	びん類			
茶色ガラス				
その他ガラス				
PETボトル	ペットボトル			
段ボール	段ボール	十文字に縛る	2 t パッカー車	直接業者の施設に搬入
紙パック	紙パック	切り開く	800 kg トラック	直接業者の施設に搬入
	牛乳、酒、醤油、ジュース類			
発泡トレイ・スチロール	白色、色物	発泡トレイ・スチロール回収ボックス		リサイクルストックヤード（溶融・引取業者）
その他のプラスチック製容器包装	PETボトル、発泡トレイ・スチロール以外のプラスチック製容器包装を「プラスチックごみ」としてプラスチック製品と一括収集	指定収集袋に入れる	2 t パッカー車	リサイクル・ストックヤード（選別・圧縮・減容・ベール化・保管施設）

分別収集に必要な施設計画

{排出段階}

(その1)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状・形式・能力・数量等)及び整備計画	管理主体	参考欄(現有施設状況)
1. 排出容器 ①箱型プラスチック・コンテナ	(a) 缶類 (スチール・アルミ缶の分別の必要無し)  (b) びん類 (種類別、色分け別の必要無し)  (c) ペットボトル	(仕様) 材質: ポリプロピレン 容量: ・ 缶～青色コンテナ 70L コンテナ一個の有効外寸 727mm×474mm×338mm  ・ びん 54L コンテナ一個の有効外寸 527mm×358mm×309mm  ・ ペットボトル～黄色コンテナ 70L コンテナ一個の有効外寸 727mm×474mm×338mm	市  ただし、設置回収は、委託業者	平成4年10月から分別回収済。処理は容器包装リサイクル法に準じたものになる
②折りたたみ式箱型コンテナ	(d) 牛乳パック	牛乳パックコンテナ (折りたたみ式)	市	
③発泡トレイ・スチロール回収ボックス	(e) 発泡トレイ・スチロール	発泡トレイ・スチロール回収ボックス ・ 1300mm×864mm×1200mm 1000L ・ 1190mm×864mm×710mm 650L ・ 1180mm×864mm×710mm 410L	市	
2. 集積場所	(a)～ (c)  (d) (e)	資源物専用回収ステーション  公共施設等における拠点	市	市有地、市施設の利用や、市民、事業者にも場所を提供してもらい、スペースを確保する。

分別収集に必要な施設計画

{運搬段階}

(その2)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の使用(形状・形式・能力・数量等)及び整備計画	管理主体	参考欄 (現有施設状況)
<p>1. 専用車両</p> <p>① びん類回収用 ムベツグデッキ</p> <p>② 紙類回収用 パッカー車</p> <p>③ ペットボトル回収用 ムベツグデッキ</p> <p>④ プラスチックごみ収集用 パッカー車</p>	<p>びん類</p> <p>a 段ボール b その他の紙 c 紙パック</p> <p>ペットボトル</p> <p>その他のプラスチック容器</p>	<p>(仕様)</p> <p>形式:最大積載量 2,000kg 数量:5台</p> <p>形式:最大積載量 2,000kg 数量:10台</p> <p>形式:最大積載量 2,000kg 数量:5台</p> <p>形式:最大積載量 2,000kg 数量:令和5年度以降に委託契約した民間事業者の施設等の状況によるため、令和4年6月現在は未定</p>	<p>委託業者</p>	<p>参考欄 (現有施設状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びん、缶、ペットボトルはステーション回収、紙類(段ボール、新聞紙、雑誌)は戸別収集</li> <li>・びん類は1台で3種類回収</li> <li>・缶類・ペットボトルは1台で2種類回収</li> <li>・紙類は1台1種類毎の資源物を回収</li> <li>・その他のプラスチック容器は、プラスチック製品と一括収集</li> </ul>
<p>② 発泡トレイ・スチロール回収用</p> <p>③ 牛乳パック回収用</p>	<p>発泡トレイ・スチロール</p> <p>牛乳パック</p>	<p>形式:最大積載量 800kg 数量:1台</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発泡トレイ・スチロール、牛乳パックは1台で資源物を回収</li> </ul>

分別収集に必要な施設計画

{運搬計画}

(その3)

施設の種類	対象とする容器包装	施設等の使用（形状・形式・能力・数量等）及び整備計画	管理主体	参考欄（現有施設状況）
1. 再生施設 リサイクルストックヤード ① 選別・圧縮施設	a 缶類（アルミ・スチール缶分別） b びん類（無色、茶色、その他分別） c ペットボトル d 発泡トレイ・スチロール	（仕様） 主要機器：受け入れホッパー、コンベア、アルミ選別機、磁選機、金属圧縮機 能力：缶選別圧縮 0.3 t/時 （仕様） 主要機器：垂直リフト、びん破砕機 能力：びん破砕 2 t/時 （仕様） 主要機器：垂直リフト、圧縮減容器 能力：ペットボトル圧縮 0.3 t/時 （仕様） 主要機器：発泡スチロール減容器 能力：溶融式 0.02 t/時	全て委託業者	a～d 平成11年4月から供用開始
② ストックヤード	e その他のプラスチック製容器包装 a 缶類（1段）（スチール）（アルミ） b ガラスびん類（2段） c 紙パック d 段ボール e その他の紙	（仕様） 令和5年度以降に委託契約した民間事業者の施設等の状況によるため、令和4年6月現在は未定 （仕様） 形状：屋外ストックヤード W1.5m×D5m×H4m=30 m <sup>3</sup> 形状：屋外ストックヤード W1.5m×D5m×H4m=30 m <sup>3</sup> 形状：屋外ストックヤード 無色びん W2.5m×D4m×H3m=30 m <sup>3</sup> 茶色びん W2m×D4m×H3m=24 m <sup>3</sup> その他びん W2m×D4m×H3m=24 m <sup>3</sup> 合計 78 m <sup>3</sup> c・d・eは、回収後、問屋に直接持込みしている		e 令和5年から供用開始予定 a～b 平成11年4月から供用開始

f ペットボトル(2段)	形状：屋外ストックヤード W4m×D10m×H4.5m=180 m <sup>3</sup>	全 て 委 託 業 者	f～g 平成11 年4月 から供 用開始
g 発泡トレイ・スチロール	形状：屋外ストックヤード W7m×D6m×H3m=126 m <sup>3</sup>		h 令和 5年か ら供用 開始予 定
h その他のプラスチック製容器包装	形状：令和5年度以降に委託契約した民間事業者の施設等の状況によるため、令和4年6月現在は未定		

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものにするため、次の取り組みをすすめる。

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進委員に地区の指導員として、分別促進の指導の協力を依頼していく
- (2) 自治会、子供会、自主団体等による集団回収も促進するように指導していく。
- (3) 資源回収団体については、補助金を通して活動を支援していく。